



2025年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社トーシンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石田 雅文
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

2026年4月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ

当社は、当社の会計監査人から2026年4月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称 監査法人アリア

2. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書の内容

2026年4月期の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

<結論の不表明>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーシンホールディングスの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社トーシンホールディングス及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

<結論不表明の根拠>

追加情報（不適切会計の訂正について）に記載のとおり、会社は、前任監査人からの指摘を受け、子会社株式会社トーシンモバイルでの2023年4月期から2024年4月期の移動体通信関連事業における二次代理店向け代理店精算において、財務報告用資料と実際の代理店精算用資料の2種類が存在しており、かつ、財務報告用資料において二次代理店向けの端末販売等の売上高が過大計上となっており、その結果として帳簿上未回収となっている売掛金が存在している疑義が判明した。会社は当該疑義についての真相を究明するため、2025年5月9日に第三者委員会を設置し調査を実施し、2025年8月29日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、2025年9月4日に調査結果を公表したが、当該調査の結果、上記疑義は役員が関与した不正による虚偽表示であったことが判明した他、2020年4月期から2025年4月期第3四半期の決算においてグループ全体から多数の虚偽表示が発見されたため、会社は、これらの虚偽表示について今回訂正を行った。また、第三者委員会の調査では、調査範囲の制約により、不正の動機を含めた全容解明には至らなかったが、経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動、ガバナンスの機能不全、コンプライアンス意識の鈍麻・企業会計に対する理解不足などの内部管理体制の問題が明らかとなった。

当監査法人は、前連結会計年度の監査において、第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元経営者については経営者の誠実性について深刻な疑義が認められると判断したことから、上記の第三者委員会の調査結果を踏まえた監査対応を図ったものの、元経営者の処遇を含めた再発防止策の策定と実行が未了である上、会社では、今回の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、自主的な検証の結果、虚偽表示が識別された場合には、連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があり、監査範囲の重要な制約となった。このため、当監査法人は、前連結会計年度の監査において、会社の再発防止策の検討や訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証について監査手続を完了できず、会社が行った訂正処理の正確性や網羅性について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。当中間連結会計期間においては、2025年10月25日をもって第三者委員会から経営トップの倫理観・誠実さを欠いた姿勢や言動について指摘を受けた元経営者が退任し、2025年11月28日付で再発防止策が公表されたものの、実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、これらについて監査手続を完了できない状況が、当中間連結会計期間においても継続している。

さらに、継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、当中間連結会計期間において、不適切会計による決算訂正を受け借入契約のコベナントに抵触することとなった上、資金繰りが悪化し借入金の返済猶予を取引金融機関に要請する事態が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、取引金融機関の支援の前提と考えられる第三者委員会の指摘や提言を踏まえた実効性のある再発防止策の実行、過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、その進捗について、現時点では、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった。このため、当監査法人は経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することの適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

以上から、当監査法人は、上記の複数の監査範囲の制約を受け、前連結会計年度に引き続き、当中間連結会計期間においても、中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが中間連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の中間連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。その結果、上記の中間連結財務諸表に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

< 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 >

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

< 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任 >

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は中間連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

3. 期中レビュー報告書の受領日

2025年12月15日

4. 今後の対応

当社は、2025年10月31日付「2025年4月期有価証券報告書及び2020年4月期から2025年4月第3四半期までの過年度有価証券報告書、過年度半期報告書、過年度四半期報告書及び過年度四半期決算短信に係る監査報告書の意見不表明並びに内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2025年4月期有価証券報告書及び2020年4月期から2025年4月第3四半期までの過年度有価証券報告書、過年度半期報告書、過年度四半期報告書及び過年度四半期決算短信の連結財務諸表及び財務諸表等並びに2025

年4月期の内部統制監査報告書の内部統制監査について意見不表明となった事実を受け止め、2025年11月28日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、内部管理体制等の改善を進めております。しかしながら、上記の意見不表明の根拠となった、実効性ある再発防止策の実行や過年度決算の訂正処理の正確性や網羅性についての自主的な検証が未了であり、これらについて監査手続を完了できない状況が当中間連結会計期間においても継続していることから、2026年4月期半期報告書の中間連結財務諸表についても結論不表明となりましたことを、まずはお詫び申し上げます。

なお、2025年11月28日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせした、当社創業者の石田信文氏が代表取締役を務める株式会社ジェット（以下「ジェット」といいます。）との間との、不動産事業における不動産情報の取得及び提供、モバイル事業におけるキャリア等との折衝の支援業務、その他の同氏の業務の引継ぎを委託する業務委託契約（以下「本件業務委託契約」といいます。）は、ジェットから2025年12月12日付で解約申入れがあり、当該申入れにより、同日付で解除されました。当社は、本件業務委託契約の解除の事実も踏まえ、「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせした再発防止策が、内部管理体制の改善等の観点から十分なものであるかは、今一度検討するようにいたします。

また、当社は、今回の結論の不表明に至った事由を重く受け止め、本日付「調査委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、調査委員会による調査に全面的に協力し、結論不表明の根拠となった事象についての検証を早急に進め、その解消に努めていく所存です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上